

第31回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月20日（金）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について
 - 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
 - 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
 - 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第8号 非農地証明願について
 - 議案第9号 令和5年度農作業標準料金表（案）について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一
16番 相馬 和恵	17番 木村 光一	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 事務局長 伊 藤 甲 文
 - (2) 農業振興係副主幹 築 瀬 しのぶ
 - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
 - (4) 農地調整係主査 菊 池 康 弘
 - (5) 農政課農政係副主幹 佐 藤 淳 也
 - (6) 農政課農政係主査 菊 池 琴 乃
 - (7) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時32分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、11番屋代委員、12番森委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の築瀬副主幹をお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） 今回、議案題名の変更がありますので事務局から説明いたします。

事務局（金山 和弘） 農地調整係金山です。私から総会資料の訂正をお知らせいたします。総会資料3ページ「総会次第」の中にあります議案第3号になります。変更後の名称が「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」となります。

事務局（宮澤 拓巳） 農政課宮澤です。私からは議案第3号の資料について説明いたします。総会資料53ページ申請番号14番につきまして、申請を取り下げる予定との事ですので、今回の会議に諮らない内容となります。削除をお願いします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」及び報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を一括上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（菊池 康弘） <総会資料説明 4～5 ページ、別冊資料説明>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

議 長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 孝委員 5番佐藤です。農地法5条の関係で3点ほど要望があります。1点目は、申請番号10番関係です。譲受人は農地所有適格法人であると思いますが、大田原市内または栃木県内に農地所有適格法人はどのくらいいるのでしょうか。今日でなくていいので分かる範囲でお願いします。2点目は、申請番号63番関係です。こちらの土地は事業区域となっておりますが、事業区域というのは、どこで誰がどのように決めているのか分からないの

でお願いします。最後に申請番号43番ですが、いつ申請があったのでしょうか。申請番号の上にR3となっているので令和3年かなと感じますが回答願います。

事務局 (金山 和弘) 1点目の農地所有適格法人数につきましては、手元に資料がありませんので、調査して後日報告いたします。また、当該譲受人が農地所有適格法人であるかも併せて報告いたします。次に申請番号63の事業区域につきましては、都市計画課で開発協議というものを行っており、その中で事業区域を定め、転用申請が必要かどうかの調整をしております。

事務局 (菊池 康弘) 申請番号43については、令和3年9月に申請がありました。当初、申請番号43番のみで拡張計画していたようですが、その後令和4年に申請のあった申請番号64、65の土地も含めての拡張計画となり、その結果、都市計画課の開発行為に該当する案件になりましたので、それと合わせ、一体としての許可となりましたことから、このような報告となりました。

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員よろしいですか。

佐藤 孝委員 はい。

議長 (荒井 一夫) では、後日回答をお願いします。

そのほかございますか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 17番木村です。農地所有適格法人数については、県内とありましたが、市内のみの報告でいいのではないかと思います。時間をかけて結構ですので、詳細に上げてもらえれば私たちの資料になるのでお願いします。申請番号10の譲受人はどうでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 申請番号10番の5条申請につきましては、分譲開発をする旨での転用申請でして、農地所有適格法人は農地を農地のまま利用する内容ですので、分譲開発の譲受人は農地所有適格法人にはなっていなかったと思われませんが確認しておきます。

議長 (荒井 一夫) そのほかございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 6～47ページ>

農地中間管理機構特例事業 (所有権移転) 3件

利用権設定等促進事業 61件

※ 申請番号1-31 申請取下げにより欠番

農地中間管理事業（集積計画一括方式） 1件

- 議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。
本議案中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。初めに、資料12ページ、利用権設定等促進事業申請番号1-7について、10番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては、郡司委員は退室願います。
＜郡司委員退室＞
- 議 長 （荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
- 議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号1-7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により10番郡司委員の入室を認めます。
＜郡司委員入室＞
- 議 長 （荒井 一夫） 次に、資料25ページ、利用権設定等促進事業申請番号1-30について、17番木村委員が議事参与に該当いたします。つきましては、木村委員は退室願います。
＜木村委員退室＞
- 議 長 （荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
- 議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号1-30について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により17番木村委員の入室を認めます。
＜木村委員入室＞
- 議 長 （荒井 一夫） つきまして、残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
- 議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。議案第1号の残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（佐藤 淳也） <総会資料別冊に基づいて説明>

農用地区域からの除外 計7件 1,623.80㎡

農用地区域への編入 計2件 83,872.00㎡

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員（瀧田 歌子） 去る1月18日、事務局とともに現地調査班第4班が現地調査を行いましたので、代表いたしまして調査結果をご報告いたします。

番号1ですが、既存宅地の南側に隣接する農地において、住宅への進入路として利用するため申し出るものです。すでに大部分が道路として利用されており、問題はないものと思われま

す。番号2は、道路移設に伴い利用価値が減少した農地を駐車場として利用するため申し出るものです。旧道には従業員と思われる車が十数台駐車していることが常態となっていると思われま

す。番号3は、既存宅地に隣接して分家住宅を建設するために申し出るものです。周辺には影響のないよう施工するものであれば、問題はないと思われま

す。番号4も既存宅地に隣接して分家住宅を建設するために申し出るものです。周辺には影響のないよう施工するものであれば、問題はないと思われま

す。番号5は、敷地内の倉庫等として利用している部分を除外転用するために申し出るものです。すでに利用されており農地への悪影響もないようですので、問題はないと思われま

す。番号6も敷地内の進入路等として利用している部分を除外転用するために申し出るものです。すでに利用されており農地への悪影響もないようですので、問題はないと思われま

す。番号7は、隣接する農地と山林の所有者が交換し、それぞれ利用しやすい形で管理していたものを、分筆交換することが目的と聞いております。申請部分は、山林として利用している登記地目農地の部分を除外申出するものです。すでに利用されており農地への悪影響もないようですので、問題はないと思われま

す。編入1と2については、土地改良事業の受益地とするためでありますので、編入するところに大賛成です。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料について説明>

認定農業者新規申請 14件

※ 資料中、新規申請(黒羽地区)に1件取下げがあった事により申請件数変更(15件→14件)

再認定・計画変更 24件

未更新等 13件

認定農業者予定数 847件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 17番木村です。申請番号14が取下げしたようですが、取下げ理由が分かれば願います。

事務局 (宮澤 拓巳) 会社の組織変更による取下げとなります。

木村 光一委員 資料に「法人登記手続き中」とある状況で申請をしておりますが、申請可能なのでしょうか。組織経営であれば、最低でも代表者名を明記して申請及び審査するべきだと思いますがどうでしょうか。

事務局 (宮澤 拓巳) これについては、那須農業振興事務所に相談し、法人登記完了が見込めるという事で申請を受けて良いとの回答だったため今回受けた次第です。

木村 光一委員 県の回答との事ですが、当時は代表者名があったのでしょうか。

事務局 (宮澤 拓巳) はい。記載はありました。

木村 光一委員 それでしたら、資料に代表者名を記載すべきだったのではないのでしょうか。その方が信用度も増しますし、私たちも審議しやすいと思うので機会があれば検討願います。以上です。

議 長 (荒井 一夫) そのほかございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 62 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員 (瀧田 歌子) ただ今の買受適格証明願2件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、問題はないものと思われます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 63 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員 (瀧田 歌子) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請5件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料64ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員（瀧田 歌子） 美原地内の申請番号10は、用途地域内においてすでに庭として利用されている土地について地目の変更を目的とした申請です。用途地域内であり周辺にも農地がないことから、許可することに問題はないものと思われます。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第7号「農地法第5条に規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料65ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員（瀧田 歌子） 中田原地内の申請番号72は、建売住宅として転用する目的の申請です。現地は、北側が未利用地、東側は水路を挟み宅地利用、西は道路、南に昨年住宅として変更許可した農地で、周辺に農地はないことから、許可することに問題はないものと思われます。

住吉町地内の申請番号73ですが、既存住宅を取り壊し、2戸分の宅地用地として分譲する計画の申請です。用途地域内であり、周辺に農地もないことから、許可することに問題はないものと思われます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。全委員賛成と認めます。

議案原案のとおり許可することといたします。

次に議案第8号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 66 ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。瀧田委員。

現地調査担当委員 (瀧田 歌子) 荻野目地内の申請番号37ですが、現地は倉庫が建ち住宅の敷地として利用されております。南側に分家住宅も計画されており、証明することに支障はないと思われま

す。福原地内の申請番号38ですが、現地は山林として管理されており、太陽光発電施設としての利用を検討しているようです。証明することに支障はないと思われま

す。大輪地内の申請番号39ですが、現地はすでに農機具倉庫等に利用され、証明することに支障はないと思われま

す。議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 5番佐藤です。申請番号38ですが、こちら農振地域で地目が山林原野となっておりますが、農振地域で将来太陽光発電となりますと問題ないのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局お願いいたします。

事務局 (金山 和弘) 資料は農振地域となっておりますが、農振地域外の誤りでございます。資料の訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

議 長 (荒井 一夫) そのほかございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第9号「令和5年度農作業標準料金表(案)について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料説明 67 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑は

ございませんか。

<木村 光一委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 17番木村です。表の一般農作業についてですが、8時間を基準とした1日分の金額となっています。時給制を取り入れている農家さんも数多くおり、時給も明記してほしいという意見がありました。できましたら県の最低賃金に則り備考の中に付け加えていただければと思います。

また、県内で最低賃金を取り入れている市町がどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

事務局 (伊藤 甲文) 金額を8で割っていただければ金額が出ますので、ご対応いただければと思います。また、県の最低賃金の件ですが、県内で最低賃金制を取り入れている市町ありますが、大田原は上乘せした額となっております。県内で1時間あたりの設定をしている市町を市町名のみ読み上げます。上三川町、真岡市、下野市、小山市、野木町、栃木市、那須塩原市、佐野市。県南に多く、県北では那須塩原市のみとなっております。

木村 光一委員 ありがとうございます。那須塩原市が最低賃金制を取っているとの事なので、できればそちらも踏まえて備考欄に付け加え、近隣との調整も必要かと思えます。また、今後最低賃金制も増えてくると思えますので、そちらも考慮し加えていただければと思います。

議長 (荒井 一夫) 要望という事で、会合の折お話しただいて反映できるようお願いいたします。そのほかございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第9号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、全て終了いたしました。

次にその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いします。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ないようですので、以上で第31回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時00分 閉会